

株主各位

東京都千代田区神田東松下町17番地
夢みつけ隊株式会社
代表取締役 佐々木 ベジ

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和4年6月24日（金曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月25日（土曜日）午後1時00分
2. 場 所 東京都千代田区神田東松下町17番地
フリーズグループ本社ビル1階
3. 目的事項
報告事項
 1. 第42期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役 3名の選任の件 |

4. 議決権行使等についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、令和4年6月24日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット開示に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.steilar.com/company/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

(3) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.steilar.com/company/>)に掲載させていただきます。

(4) 株主総会決議通知に関する事項

本株主総会の決議内容等につきましては株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.steilar.com/company/>)にてご報告をさせていただきます。

以 上

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事 業 報 告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直し、輸出の増加及び企業収益の改善に伴う設備投資の増加などにより緩やかな景気回復が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、不安定な経済状況へ推移しております。

このような経済状況のもとで、当社グループ（当社及び連結子会社）は、引き続き財務体質強化に注力してまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は553百万円（前連結会計年度比17.3%減）、営業損失は4百万円（前連結会計年度は営業利益21百万円）、経常利益は85百万円（前連結会計年度比51.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は81百万円（前連結会計年度比56.7%減）となりました。

各セグメントの業績は次の通りであります。

1) 通販小売事業

通販小売事業においては、カタログの種類を絞った上でコンスタントに発行し、経費の削減を行い、安定して利益を確保できる事業を目指しております。

以上の結果、通販小売事業の当連結会計年度の売上高は365百万円（前連結会計年度比21.1%減）となり、セグメント利益は37百万円（前連結会計年度比42.7%減）となりました。

2) 不動産事業

不動産事業においては、販売用不動産の売却を行うとともに所有する不動産の賃貸を行っております。

以上の結果、不動産事業の当連結会計年度の売上高は132百万円（前連結会計年度比10.8%減）となり、セグメント利益は19百万円（前連結会計年度比26.6%減）となりました。

3) 介護事業

ライフステージ株式会社では、介護施設を運営し、デイサービスを行っております。引き続き、売上高の増加を目指し、利用者数増加のための営業活動の活性化、利用者へのサービス向上の取り組みを進めております。

以上の結果、介護事業の当連結会計年度の売上高は54百万円（前連結会計年度比3.5%減）となり、セグメント損失は3百万円（前連結会計年度はセグメント損失7百万円）となりました。

② 設備投資の状況

重要な該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として205百万円の調達をおこないました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況
企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分 \ 期別	第39期 (平成31年3月期)	第40期 (令和2年3月期)	第41期 (令和3年3月期)	第42期 (当事業年度) (令和4年3月期)
売上高 (千円)	509,235	517,198	669,098	553,411
経常利益 (千円)	88,119	136,527	175,693	85,538
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	84,241	△38,609	187,465	81,245
1株当たり 当期純利益 (円)	8.33	△3.82	18.53	8.03
総資産 (千円)	3,139,740	3,196,515	3,253,040	3,450,121
純資産 (千円)	1,735,580	1,822,765	2,122,994	2,198,812
1株当たり純資産額 (円)	171.35	179.96	209.65	217.15

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権 比率	主要な事業内容
株式会社ホット・コミュニケーション	10,000千円	91.4%	コールセンター業務
ライフステージ株式会社	53,000千円	99.1%	介護サービス

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 顧客層の拡大

当社は、これまで富裕層を取り込みながら、中高年男性をターゲットのコアとして取り組んでまいりました。この層を顧客層として拡大していくことが当社の通販小売事業の着実な拡大につながると考えます。

また、女性顧客層を拡大すべく当社の独自性を生かしながら積極的な事業展開を図ってまいります。一説には男性の10倍とも言われる女性の購買意欲は、当社の今後の大きな発展の原動力となるものと確信しております。

② コールセンター機能の積極的活用

子会社のコールセンターは、今までに培った基盤を生かし、テレアポによる顧客サービスの強化と各事業部の販売促進を図りコンタクトセンターとしての機能を強化してまいります。

③ 商品のコストダウン

商品のコストダウンは直接的に利益につながる大きな要因であります。当社は、オリジナル化を中心に商品のコストダウンを積極的に進め、営業利益率の向上を目指します。

- (5) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）
 一般顧客への自社制作カタログによる通信販売業
 不動産の賃貸、不動産の売買業
 コールセンター事業
 通所介護サービス事業

- (6) 主要な営業所（令和4年3月31日現在）

- ① 当社
 本社：東京都千代田区
- ② 主要な子会社の営業所
 株式会社ホット・コミュニケーション 本社：沖縄県那覇市
 ライフステージ株式会社 本社：千葉県八千代市

- (7) 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

- ① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
通 販 小 売 事 業	6 (5) 名	—
不 動 産 事 業	— (—) 名	—
介 護 事 業	6 (13) 名	4名増 (6名減)
全 社 (共 通)	1 (2) 名	—
合 計	13 (20) 名	4名増 (6名減)

(注) 臨時雇用者には、パートタイマー、アルバイトを含み派遣社員を除いております。

- ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4 (2) 名	— 名 (— 名)	47.3歳	18.6年

(注) 1. 臨時雇用者には、パートタイマー、アルバイトを含み派遣社員を除いております。

- (8) 主要な借入先（令和4年3月31日現在）

借入先	借入金額
株式会社みずほ銀行	225,766千円
芝信用金庫	203,610千円
株式会社三井住友銀行	59,160千円

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
 該当事項はありません。

2. 会社の現況（令和4年3月31日現在）

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 20,496,000株
- ② 発行済株式の総数 10,458,000株
- ③ 株主数 2,737名
- ④ 1単元の株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐 々 木 べ じ	5,334,000株	52.72%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	222,800株	2.20%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	207,200株	2.05%
株 式 会 社 S B I 証 券	162,792株	1.61%
山 田 恭	123,400株	1.22%
大 川 良 彰	94,600株	0.94%
大 塚 信 男	80,200株	0.79%
幸 泉 勝	60,000株	0.59%
岡 島 寛	56,100株	0.55%
守 谷 明	54,300株	0.54%

(注) 1. 持株比率は自己株式（341,300株）を控除して計算しております。
 2. 大株主（上位10名）の記載からは、自己株式（341,300株）を除いております。

- ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況 (令和 4 年 3 月 31 日 現在)

① 取締役 の 状況

会社における地位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	佐々木ベジ	フリージア・マクロス(株) 取締役会長 (株)ホット・コミュニケーションズ 代表取締役 (株)ピコイ 代表取締役 Daito Me Holdings Co.,Ltd 董事長 技研ホールディングス(株) 代表取締役 技研興業(株) 代表取締役 ソルギア(株) 取締役 (株)協和コンサルタンツ 取締役 (株)ラビース 代表取締役
取 締 役	前 田 信 幸	ライフステージ(株) 代表取締役
取 締 役	田 代 秀 之	飛松建設(株) 代表取締役 平成債権回収(株) 代表取締役 東京ファイナンス(株) 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	蓑 輪 義 隆	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 高 英 夫	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 畑 元	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)大高英夫氏及び小畑元氏は社外取締役であります。
2. 当社は、取締役(監査等委員)小畑元氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)小畑元氏は秋田県大館市長を務めた経歴を有し、豊富な見識・経験等を保有しております。
4. 常勤の監査等委員(監査委員)の選定の有無及びその理由
監査等委員会の監査・監督機能をより強固にするために、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集を綿密に行うこと及び重要な社内会議に参加し情報の共有を図ること並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携をとれる体制整備をするために、蓑輪義隆氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 辞任した会社役員または解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

③ 責任限定契約に関する事項

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、職務執行について善意でかつ重大な過失でないときに同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。当該契約を締結した場合の損害賠償責任の限度額はあらかじめ定める額または法令が定める額のいずれか高い額としております。

④ 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 補償契約に基づく補償に関する事項

該当事項はありません。

⑥ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

⑦ 取締役の報酬等の総額

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針

イ. 基本方針

持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上のため、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、職責、当社の業績、貢献度等を適切に反映した役員報酬水準とすることを基本方針としております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、固定金銭報酬のみとしており、業績連動報酬及び非金銭報酬等の支給をしておりません。また、個人別の報酬等の額は株主総会の承認を得た取締役の報酬額の範囲内で、取締役会により委任を受けた代表取締役が決定するものとしております。

ハ. 当事業年度にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬等の内容と役員報酬等の決定方針

当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会で協議し、決定しておりますが、取締役会は、当事業年度にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容は、その報酬等の決定方針と整合していることから、その報酬等の決定方針に沿うものである、と判断しております。

2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	2名	1,800千円
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	1名	4,200千円
合 計	3名	6,000千円

- (注) 1. 報酬等の額は、基本報酬のみであり、業績連動報酬等、非金銭報酬等はありません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第36期定時株主総会において年額2,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員である取締役）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第36期定時株主総会において年額500万円以内と決議いただいております。
4. 監査等委員でない各取締役の報酬額については、取締役会により決定された役員の報酬にかかる基本方針に則り、各取締役の役位、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、その決定権限を有する取締役会で決定しております。また、監査等委員である各取締役の報酬額は、その決定権限を有する監査等委員会の協議により決定します。

3) 当事業年度において支払った役員報酬慰労金

該当事項はありません。

4) 社外役員が親会社等又は親会社の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑧ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 大高 英夫	当事業年度に開催の取締役会12回及び監査等委員会8回の全てに出席いたしました。取締役としての豊富な経験から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
取締役（監査等委員） 小畑 元	当事業年度に開催の取締役会12回及び監査等委員会8回の全てに出席いたしました。過去に歴任してきた監査役等の知識・経験に基づき、当社の経営上有用な指摘、適切な発言を行っております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成28年6月29日開催の第36期定時株主総会で、定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 清流監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容

当社は、平成22年6月23日開催の第30期定時株主総会で、定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全という統制目的を達成するため、企業理念に基づいた行動規範を定め、取締役自らによる率先垂範と役員及び従業員全員への周知徹底を図ることとする。

ロ. 取締役会は法令及び定款等に従い、取締役の職務執行の監視を一層強化する。監査等委員会の監査機能については、以下の基本方針に基づき充実させるとともに監査法人と連携して取締役の職務執行を監査する。監査法人については、定期的に代表取締役及び監査等委員会と意見交換する機会を設けるとともに独立性を確保する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取り扱いは、当社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理を行い、取締役はこれを閲覧できる体制を整備する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、個人情報を含む情報漏洩、製造物責任、不動産市況の変動を含む様々なリスク等を管理するためにリスク状況の監視を行い、適時適切にリスク情報が取締役へ報告される体制を整備する。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制
経営計画については、経営理念を基軸に策定される年度計画に基づき目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検証を行う。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 当社は、コンプライアンス、リスク管理をはじめとする財務報告における内部統制基本方針を子会社及び関連会社（以下、子会社等という。）と共有し、子会社等の取締役及び使用人に対し、グループ経営上の重要事項に関し、当社に報告させることとする。
ロ. 当社は、子会社等の損失の危険を管理するため、子会社等においても必要な報告体制を整備することとする。
ハ. 当社は、子会社等の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社等においても速やかに報告、情報の提供を行うこととする。
ニ. 当社は、子会社等の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社等においても必要な体制を整備することとする。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項
当社の現状を勘案し、当面特定の監査等委員である取締役の補助人の設置はせず、監査等委員会が業務補助を必要と認めた場合は補助使用人を配置する。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
監査等委員会を補助する使用人に対する人事については、監査等委員会の同意を得ることとする。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
ロ. 前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりとする。
・内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
・子会社等の内部統制担当の活動状況
・重要な会計方針、会計基準及びその変更
・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
・内部通報制度の運用及び通報の内容
・社内稟議書及び監査等委員会から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社および当社子会社は、役職員が監査等委員会に報告をしたことを理由に報告者が不利益な取り扱いを受けない対応をする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い又または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理をする。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員である取締役と取締役等との定期的な意見交換会並びに監査等委員である取締役と会計監査人及び内部監査部門等との連結を図り、実効的な監査が実施できる体制を整備する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議を実施いたしました。
- ② 当社子会社のグループ経営上の重要事項に関しては、適宜取締役会並びに代表取締役へ報告・承認手続きが適切になされております。
- ③ 当社及び当社子会社は、取締役会を定例で開催し、また必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、業績の報告及び経営上の重要事項の承認等を行っております。
- ④ 内部監査担当は、内部監査計画書に沿って当社及び当子会社の内部監査を実施、リスク状況を把握・監視しており、内部監査報告書等を通じて当社役員に対して報告がなされております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上を目標としつつ、当該年度の収益状況に応じた利益配分と、内部留保の充実による財務体質の強化の両面から、総合的に株主利益の向上を図ることを基本方針としております。

抜本的な構造改革により、安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,157,319	流 動 負 債	787,668
現 金 及 び 預 金	178,192	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	28,198
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	35,429	短 期 借 入 金	563,526
商 品	14,419	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	50,667
販 売 用 不 動 産	927,131	未 払 金	57,185
そ の 他	2,824	そ の 他	88,090
貸 倒 引 当 金	△ 677	固 定 負 債	463,640
固 定 資 産	2,292,801	長 期 借 入 金	426,708
有 形 固 定 資 産	6,862	繰 延 税 金 負 債	554
建 物	4,762	そ の 他	36,378
車 両 運 搬 具	0		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,698	負 債 合 計	1,251,308
機 械 及 び 装 置	401	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,915	株 主 資 本	2,104,812
そ の 他	1,915	資 本 金	534,204
投 資 そ の 他 の 資 産	2,284,023	資 本 剰 余 金	266,761
投 資 有 価 証 券	2,200	利 益 剰 余 金	1,421,586
関 係 会 社 株 式	2,247,225	自 己 株 式	△ 117,739
繰 延 税 金 資 産	1,551	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	92,033
そ の 他	33,046	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	88,452
貸 倒 引 当 金	△ 0	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	3,581
		非 支 配 株 主 持 分	1,966
		純 資 産 合 計	2,198,812
資 産 合 計	3,450,121	負 債 純 資 産 合 計	3,450,121

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		553,411
売上原価		300,966
売上総利益		252,445
販売費及び一般管理費		257,251
営業損失		△ 4,806
営業外収益		
受取利息	1	
持分法による投資利益	104,055	
償却債権取立益	2,181	
その他	1,552	107,791
営業外費用		
支払利息	17,446	17,446
経常利益		85,538
税金等調整前当期純利益		85,538
法人税、住民税及び事業税	650	
法人税等調整額	3,692	4,342
当期純利益		81,195
非支配株主に帰属する当期純損失		△ 50
親会社株主に帰属する当期純利益		81,245

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	534,204	266,761	1,343,748	△ 117,739	2,026,974
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 3,407		△ 3,407
会計方針の変更を反映した 当期首残高	534,204	266,761	1,340,340	△ 117,739	2,023,566
連結会計年度中の 変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			81,245		81,245
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	81,245	—	81,245
当期末残高	534,204	266,761	1,421,586	△ 117,739	2,104,812

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額		
当期首残高	94,597	△ 593	2,016	2,122,994
会計方針の変更による 累積的影響額				△ 3,407
会計方針の変更を反映した 当期首残高	94,597	△ 593	2,016	2,119,587
連結会計年度中の 変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益				81,245
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 6,145	4,175	△ 50	△ 2,020
連結会計年度中の 変動額合計	△ 6,145	4,175	△ 50	79,225
当期末残高	88,452	3,581	1,966	2,198,812

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,145,229	流動負債	801,198
現金及び預金	174,777	買掛金	28,198
売掛金	26,818	短期借入金	587,526
商 品	14,419	一年内返済予定の長期借入金	50,667
販売用不動産	927,131	未払金	58,016
前 渡 金	124	未払費用	44,342
前 払 費 用	513	前受金	7,425
そ の 他	2,123	未払消費税	4,269
貸倒引当金	△ 677	預り金	7,469
固定資産	968,912	未払法人税等	9,998
有形固定資産	340	その他	3,285
機械及び装置	340	固定負債	462,826
工具、器具及び備品	0	長期借入金	426,708
無形固定資産	1,580	その他	36,118
そ の 他	1,580		
投資その他の資産	966,991	負債合計	1,264,025
投資有価証券	2,200	(純資産の部)	
関係会社株式	933,062	株主資本	850,117
繰延税金資産	1,551	資 本 金	534,204
そ の 他	30,177	資 本 剰 余 金	266,761
貸倒引当金	△0	その他資本剰余金	266,761
		利 益 剰 余 金	166,891
		その他利益剰余金	166,891
		繰越利益剰余金	166,891
		自 己 株 式	△ 117,739
		純資産合計	850,117
資産合計	2,114,142	負債純資産合計	2,114,142

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		504,485
売 上 原 価		288,701
売 上 総 利 益		215,784
販売費及び一般管理費		216,529
営 業 損 失		△ 744
営 業 外 収 益		6,198
営 業 外 費 用		17,876
経 常 損 失		△ 12,422
税引前当期純損失		△ 12,422
法人税、住民税及び事業税	290	
法人税等調整額	3,692	3,982
当 期 純 損 失		△ 16,405

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金
		その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越 利益剰余金
当 期 首 残 高	534,204	266,761	186,704
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 3,407
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	534,204	266,761	183,296
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
当 期 純 損 失			△ 16,405
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	△ 16,405
当 期 末 残 高	534,204	266,761	166,891

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高	△ 117,739	869,930	869,930
会計方針の変更による 累積的影響額		△ 3,407	△ 3,407
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△ 117,739	866,522	866,522
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
当 期 純 損 失		△ 16,405	△ 16,405
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	△ 16,405	△ 16,405
当 期 末 残 高	△ 117,739	850,117	850,117

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月3日

夢みつけ隊株式会社
取締役会 御中

清流監査法人
東京都港区

代表社員 公認会計士 安田 裕
業務執行社員
代表社員 公認会計士 加悦 正史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、夢みつけ隊株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、夢みつけ隊株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開

示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和4年6月3日

夢みつけ隊株式会社

取締役会 御中

清流監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 安田 裕
業務執行社員

代表社員 公認会計士 加悦 正史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、夢みつけ隊株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年6月4日

夢みつけ隊株式会社 監査等委員会
監査等委員 蓑 輪 義 隆 ㊞
監査等委員 大 高 英 夫 ㊞
監査等委員 小 畑 元 ㊞

(注) 監査等委員大高英夫氏及び小畑元氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第 16 条 (電子提供措置等)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>附則</u> (1) <u>現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行日である令和 4 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>(2) <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>(3) <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	佐々木 ベジ (昭和30年9月26日生)	平成9年9月 フリージアグループ会長 平成20年7月 (株)ピコイ 代表取締役 (現任) 平成21年9月 フリージア・マクロス(株) 取締役会長 (現任) 当社代表取締役 (現任) 平成22年6月 (株)ホット・コミュニケーション 代表取締役 (現任) 平成26年2月 Daito Me Holdings Co.,Ltd 董事長 (現任) 平成27年6月 技研興業(株) 取締役会長 平成28年5月 フリージアホールディングス(株) 代表取締役 (現任) 平成29年9月 ソレキア(株) 取締役 (現任) 平成30年1月 技研ホールディングス(株) 代表取締役 (現任) 平成31年2月 (株)協和コンサルタンツ 取締役 (現任) 令和2年3月 (株)ラピーヌ 代表取締役社長 (現任) 令和4年1月 技研興業(株) 代表取締役 (現任)	5,334,000株
2	前田 信幸 (昭和51年1月25日生)	平成12年3月 当社入社 商品開発部 平成12年6月 当社仕入物流部 平成15年6月 当社物流部 平成18年4月 当社経営情報推進局 局長 平成20年4月 当社業務推進室 平成23年4月 当社顧客セグメント部 部長 (現任) 令和3年6月 当社取締役 (現任) ライフステージ株式会社 代表取締役 (現任)	100株
3	田代 秀之 (昭和52年7月10日生)	平成14年6月 当社入社 コールセンター 平成14年12月 当社商品開発部 平成16年9月 当社仕入部 平成17年8月 当社編集部 主任 平成27年12月 当社編集部 部長 (現任) 平成31年4月 飛松建設(株) 取締役 (現任) 令和2年6月 平成債権回収(株) 代表取締役 (現任) 東京ファイナンス(株) 代表取締役 (現任) 令和3年6月 当社取締役 (現任)	0株

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者佐々木ベジ氏は、当社の連結子会社である(株)ホット・コミュニケーションの代表取締役を兼務しており、当社と(株)ホット・コミュニケーションとは業務委託契約を締結しております。また、同氏は(株)ピコイの代表取締役を兼務しており、当社と(株)ピコイとは金銭消費貸借契約及び業務委託契約を締結しております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者前田信幸氏は、当社の連結子会社であるライフステージ(株)の代表取締役を兼任しており、当社とライフステージ(株)とは金銭消費貸借契約を締結しております。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者田代秀之氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者佐々木ベジ氏、前田信幸氏および田代秀之氏は現在の当社取締役であります。
5. 「所有する当社株式の数」については、令和4年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、監査等委員である取締役各氏は特段の意見がない旨を確認しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	蓑輪 義隆 (昭和40年8月6日生)	平成2年1月 当社入社 商品開発部 平成11年7月 当社企画媒体部 平成12年5月 当社商品開発部 平成15年5月 当社編集部 平成17年4月 当社ものづくり研究所 所長 平成20年8月 当社商品開発部 平成26年6月 当社取締役 令和2年6月 当社監査役(監査等委員)(現任)	0株
2	大高 英夫 (昭和40年11月28日生)	平成5年6月 (株)ピコイ 入社 平成11年2月 (株)ピコイ 広島支店長 平成11年12月 (株)ピコイ 秋田支店長 平成16年2月 (株)ピコイ 西日本ブロック長兼広島支店長 平成17年2月 (株)ピコイ 西日本ブロック長兼大阪支店長 平成27年9月 (株)ピコイ 西日本ブロック長兼大阪支店長兼鹿児島支店長 令和元年7月 (株)ピコイ 取締役兼関東九州ブロック長(現任) 令和2年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	0株
3	小畑 元 (昭和23年7月25日生)	昭和49年4月 建設省入省 昭和56年6月 建設省計画局宅地開発課長補佐 昭和56年11月 建設省退職 平成3年5月 大館市長就任 平成27年4月 大館市長退任 平成27年4月 (株)小畑設計顧問就任 平成30年6月 フリージア・マクロス(株)取締役(監査等委員)(現任) 令和2年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 大高英夫氏および小畑元氏は、社外取締役候補者であります。
 3.
 (1) 大高英夫氏は、他社での取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の倫理にとらわれない客観的な視点での助言・牽制を期待して社外取締役候補者といたしました。
 (2) 小畑元氏は、秋田県大館市市長を務めた経歴を有し、その経験に基づいた意見が信頼をおけるため、社外取締役に就任となった場合においても、職務を適切に遂行いただくことが期待できるため、候補者に選任いたしました。
 4. 社外取締役候補者である大高英夫氏と小畑元氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
 5. 社外取締役候補者である大高英夫氏と小畑元氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役または監査役としての報酬を除く)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 6. 当社は、蓑輪義隆氏、大高英夫氏および小畑元氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

会社案内図

所在地

〒101 - 0042

東京都千代田区神田東松下町 17 番地 フリージアグループ本社ビル 1階

電話番号 03 - 6635 - 1791 FAX 03 - 6635 - 1790

案内図



交通機関 都営新宿線岩本町駅 A1 出口より徒歩 4 分
JR 山手線神田駅東口出口より徒歩 5 分
東京メトロ銀座線神田駅 3 番出口より徒歩 5 分